

改定前	改定後
<p><b>第2条 本サービスの申込</b></p> <p>(1) 申込方法</p> <p>本サービスの申込にあたっては、当行所定の申込書による申込、ValueDoor 利用規定第7条に定める Web 申込、その他当行所定の方法による申込(以下、これらを総称して「本サービス申込」といいます)が必要です。当行が本サービス申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、本サービス申込がなされた場合であっても、当行の判断により本サービス申込を承諾せず、本利用規定が締結されないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。本サービス申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により適法かつ有効に本サービス申込がなされたものとみなし、契約者は、本サービス申込後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。本サービス申込は、法人および個人事業主の方に限り行うことができます。また、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行あてに提出し当行が承認した場合に限り本サービスを利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)を申し込み、ValueDoor の管理専用 ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者 ID を取得しておく必要があります。また、第6条(1)項に定める輸出手形買取・取立依頼受付サービス、第6条(2)項に定めるケーブルネゴ・輸出 LG 依頼受付サービス、<b>第7条(1)項に定める仕向送金依頼受付サービス</b>、および第8条(1)項に定める輸入信用状開設・条件変更依頼受付サービス、第8条(5)項に定める輸入手形等決済指示受付サービスを利用する場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証または IC カード認証(以下それぞれ「電子認証」、「IC カード認証」といいます)の利用者 ID を取得する必要があります。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします。また、本利用規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第6条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与</p>	<p><b>第2条 本サービスの申込</b></p> <p>(1) 申込方法</p> <p>本サービスの申込にあたっては、当行所定の申込書による申込、ValueDoor 利用規定第7条に定める Web 申込、その他当行所定の方法による申込(以下、これらを総称して「本サービス申込」といいます)が必要です。当行が本サービス申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、本サービス申込がなされた場合であっても、当行の判断により本サービス申込を承諾せず、本利用規定が締結されないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。本サービス申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により適法かつ有効に本サービス申込がなされたものとみなし、契約者は、本サービス申込後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。本サービス申込は、法人および個人事業主の方に限り行うことができます。また、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行あてに提出し当行が承認した場合に限り本サービスを利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)を申し込み、ValueDoor の管理専用 ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者 ID を取得しておく必要があります。また、第6条(1)項に定める輸出手形買取・取立依頼受付サービス、第6条(2)項に定めるケーブルネゴ・輸出 LG 依頼受付サービス、および第8条(1)項に定める輸入信用状開設・条件変更依頼受付サービス、第8条(5)項に定める輸入手形等決済指示受付サービスを利用する場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証または IC カード認証(以下それぞれ「電子認証」、「IC カード認証」といいます)の利用者 ID を取得する必要があります。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします。また、本利用規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第6条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用 ID お</p>

された管理専用 ID および管理専用 ID (副) を含むものとします。

### 第3条 本人確認

#### (1) 本人確認手段

本サービスの利用にあたっては、契約者は ValueDoor 利用規定に定める当行所定の ValueDoor 認証のいずれかを本人確認手段として利用するものとします。ただし、第6条(1)項に定める輸出手形買取・取立依頼受付サービス、第6条(2)項に定めるケーブルネゴ・輸出LG依頼受付サービス、**第7条(1)項に定める仕向送金依頼受付サービス**、第8条(1)項に定める輸入信用状開設・条件変更依頼受付サービス、および第8条(5)項に定める輸入手形等決済指示受付サービスの承認手続の際の本人確認手段は、電子認証またはICカード認証に限られるものとします。

#### (3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード等の管理

- ① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者にはいっさい開示しないものとします。
- ② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合、契約者は当行あて直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。

### 第7条 仕向送金サービス

#### (1) 仕向送金依頼受付サービス

#### ④送金依頼の確認指示

イ。当行は、送金依頼を当行所定の時限までに受信した場合、当行所定の方法により受付処理し、受付状況を返信します。契約者は、返信された内容を確認し、送金依頼内容を変更または取り消す必要がある場合は、当行所定の手続により当行所定の時限までに当該送金依頼を変更または取り消すものとします。契約者は、返信された内容に基づいて送金を希望する場合、第3条(1)項に定める**電子認証またはICカード認証**による当行所定の本人

および管理専用 ID (副) を含むものとします。

### 第3条 本人確認

#### 1) 本人確認手段

本サービスの利用にあたっては、契約者は ValueDoor 利用規定に定める当行所定の ValueDoor 認証のいずれかを本人確認手段として利用するものとします。ただし、第6条(1)項に定める輸出手形買取・取立依頼受付サービス、第6条(2)項に定めるケーブルネゴ・輸出LG依頼受付サービス、第8条(1)項に定める輸入信用状開設・条件変更依頼受付サービス、および第8条(5)項に定める輸入手形等決済指示受付サービスの承認手続の際の本人確認手段は、電子認証またはICカード認証に限られるものとします。

#### 3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード等の管理

- ① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者にはいっさい開示しないものとします。**また、スマートフォン、ワンタイムパスワードカードについても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。**
- ② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカード、**スマートフォン、ワンタイムパスワードカード**その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合、契約者は当行あて直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。

### 第7条 仕向送金サービス

#### (1) 仕向送金依頼受付サービス

#### ④送金依頼の確認指示

イ。当行は、送金依頼を当行所定の時限までに受信した場合、当行所定の方法により受付処理し、受付状況を返信します。契約者は、返信された内容を確認し、送金依頼内容を変更または取り消す必要がある場合は、当行所定の手続により当行所定の時限までに当該送金依頼を変更または取り消すものとします。契約者は、返信された内容に基づいて送金を希望する場合、第3条(1)項に定める **ValueDoor 認証**による当行所定の本人確認手続終了後

確認手続終了後に、当行所定の手続により依頼内容を確認の上、承認するものとします（以下本項においてかかる承認を「確認指示」といいます）。契約者は確認指示が当行所定の時限までに当行内の所定の機器に到達するよう手続するものとします。確認指示が所定の時限までに当行内の所定の機器に到達しなかった場合は、当該送金依頼は取り消されたものとみなします。

- ロ. 契約者が確認指示に関し2名の確認指示を必要とすること（以下かかる確認指示を「ダブル承認」といいます）を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合に、契約者が返信された内容に基づいて送金を希望するときは、契約者の指定する2名の確認指示権限者は、第3条（1）項に定める電子認証またはICカード認証による当行所定の本人確認手続終了後に、確認指示の手続を行うものとします。契約者は当該2名の確認指示権限者の確認指示が当行所定の時限までに当行内の所定の機器に到達するよう手続するものとします。当該2名の確認指示権限者による確認指示が所定の時限までに当行内の所定の機器に到達しなかった場合は、当該送金依頼は取り消されたものとみなします。

## 第12条 解約等

### （4）本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ①契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ②ValueDoor の利用が停止になった場合（この場合、ValueDoor の利用が停止された利用者IDについてのみ利用停止とすることができるものとします）
- ③当行にあらかじめ届け出た電子メールアドレスの相違等により、当行から契約者あてに送信した電文が不着になった場合

に、当行所定の手続により依頼内容を確認の上、承認するものとします（以下本項においてかかる承認を「確認指示」といいます）。契約者は確認指示が当行所定の時限までに当行内の所定の機器に到達するよう手続するものとします。確認指示が所定の時限までに当行内の所定の機器に到達しなかった場合は、当該送金依頼は取り消されたものとみなします。

- ロ. 契約者が確認指示に関し2名の確認指示を必要とすること（以下かかる確認指示を「ダブル承認」といいます）を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合に、契約者が返信された内容に基づいて送金を希望するときは、契約者の指定する2名の確認指示権限者は、第3条（1）項に定める ValueDoor 認証による当行所定の本人確認手続終了後に、確認指示の手続を行うものとします。契約者は当該2名の確認指示権限者の確認指示が当行所定の時限までに当行内の所定の機器に到達するよう手続するものとします。当該2名の確認指示権限者による確認指示が所定の時限までに当行内の所定の機器に到達しなかった場合は、当該送金依頼は取り消されたものとみなします。

## 第12条 解約等

### （4）本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ①契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ②ValueDoor の利用が停止になった場合（この場合、ValueDoor の利用が停止された利用者IDについてのみ利用停止とすることができるものとします）
- ③当行にあらかじめ届け出た電子メールアドレスの相違等により、当行から契約者あてに送信した電文が不着になった場合
- ④当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合